

令和5年5月19日
北陸地方整備局

「水道整備・管理行政移管準備室」の設置式を行います

～水道整備・管理行政の円滑な移管に向けて～

令和5年5月19日、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、令和6年4月に水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管され、一部の事務を地方整備局等が担うこととなります。

これを受け、水道整備・管理行政を円滑に移管するために、令和5年5月19日に北陸地方整備局に「水道整備・管理行政移管準備室」を設置しました。(別紙1参照)

これに伴い、「水道整備・管理行政移管準備室」の設置式を行います。

※国土交通本省には「水道整備・管理行政移管準備チーム」が令和5年5月19日に設置されています。

記

【水道整備・管理行政移管準備室の設置式】

1. 日時 : 令和5年5月23日(火) 15:30～16:00
2. 場所 : 北陸地方整備局 新潟美咲合同庁舎1号館4階合同会議室
3. 内容 : ①訓示(北陸地方整備局長)
②水道整備・管理行政移管準備室の看板手交・記念撮影
(終了後、事務局にて質疑対応を予定)

- ・取材をご希望の方は、5月22日(月)16:00までに別紙2申し込み用紙に必要事項記載し、FAXにて事前申し込みをお願いします。また会議当日は、会場の入口に受付を設置しますので、必ず受付を済ませて下さい。
- ・報道関係者は、腕章又はネームプレート(報道関係者とわかるもの)の着用をお願いします。

【同時発表記者クラブ】

新潟県政記者クラブ、新潟県政記者クラブ
富山県政記者クラブ、石川県政記者クラブ
新潟・富山・石川県内専門紙

【問い合わせ先】

水道整備・管理行政移管準備室
副室長(企画部企画調査官)
いまい まこと
今井 誠(内線3113)
電話 025-280-8880(代表)

<水道整備・管理行政移管準備室の業務内容>

- ・水道整備・管理行政にかかる委任業務の実施に向けた準備
- ・下水道関係業務との一体的な実施に向けた準備
- ・その他移管にかかる本省や地方公共団体等との調整

<水道整備・管理行政移管準備室（北陸地方整備局）の実施体制>

- ・室長 総務部 総括調整官
- ・副室長 企画部 企画調査官
- ・副室長 建政部 都市調整官
- ・副室長 河川部 河川調査官
- ・副室長 河川部 地域河川調整官
- ・副室長 河川部 広域水管理官
- その他、各部で必要な者により構成予定

参考

<水道整備・管理行政移管の経緯>

- ・令和4年9月2日に開催された「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、水道整備・管理行政を厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管する方針が決定
- ・令和5年5月19日に関連法※が成立

※ 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に係る法律

<国土交通本省等での対応>

- ・「水道整備・管理行政移管準備チーム」を設置。

URL :

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000527.html

- ・その他、各地方整備局等に「水道整備・管理行政移管準備室」を設置

「水道整備・管理行政移管準備室」の設置式
取材 申し込み用紙

取材を希望される報道機関は以下の必要事項を記入し申し込みをお願いします。

申 込 先 : 北陸地方整備局 企画部企画課
申し込み方法 : FAX 025-280-8835 (企画課直通)
申し込み期限 : 5月22日(月) 16:00

会社名	
氏名 (代表者)	
連絡先 (電話番号)	
人数 (代表者含む)	人
テレビカメラの有無	
有りの場合 台数	台